

記入例

(別紙16-1)

特定事業所加算に係る届出書 (訪問介護事業所)

事業所名	ヘルパーステーション山口			
異動区分	1 新規	<input checked="" type="radio"/> 2 変更	3 終了	
届出項目	1 特定事業所加算(I)	<input checked="" type="radio"/> 2 特定事業所加算(II)	3 特定事業所加算(III)	4 特定事業所加算(IV)

[体制要件]

(1)-① 個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。	(有) ・ 無
(1)-② 個別のサービス提供責任者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。	(有) ・ 無
(2) 利用者に関する情報の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。	(有) ・ 無
(3) サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を整備している。	(有) ・ 無
(4) 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。	(有) ・ 無
(5) 緊急時等における対応方法を利用者にも明示している。	(有) ・ 無

[人材要件]

(1) 訪問介護員等要件について

②・③についてはいずれかを記載することで可。

[前年度・前三月]における一月当たりの実績の平均 ([]はいずれかに○を付ける)

		常勤換算職員数	
①	訪問介護員等の総数(常勤換算)	3.6人	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 特定事業所加算(訪問介護事業所)に関する確認書の計算結果から転記してください。 </div> <p>→ ①に占める②の割合が30%以上</p> <p>→ ①に占める③の割合が50%以上</p>
②	①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
③	①のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の総数(常勤換算)	2.2人	

(2) サービス提供責任者要件について

サービス提供責任者	職員数		常勤換算職員数
	常勤	人	人
	非常勤	人	人

すべてが3年以上の介護業務の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者である

(有) ・ (無)

[重度要介護者等対応要件]

[前年度・前三月]における ([]はいずれかに○を付ける)

① 利用者の総数のうち、要介護4及び要介護5である者、認知症日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMである者並びにたんの吸引が必要な者の占める割合が20%以上	(有) ・ (無)
② 利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者、認知症日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMである者並びにたんの吸引が必要な者の占める割合が60%以上	(有) ・ (無)

備考

- 1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる書類(別紙16-2~16-4)も提出してください。
- 2 平成25年4月以降は「介護職員基礎研修課程修了者」とあるのは「旧介護職員基礎研修課程修了者」と、「1級課程修了者」とあるのは「旧1級課程修了者」と読み替える。
- 3 「たんの吸引等が必要な者」は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所に限り該当するものである。
- 4 「異動区分」及び「届出項目」欄の該当する番号を○で囲んでください。なお、更新申請時に従前と変更のない場合は記入不要です。

特定事業所加算に係る確認書(1)

- 1 特定事業所加算(Ⅰ)を算定する場合には、[体制要件][人材要件①及び②][重度要介護者等対応要件]とも記載すること。
- 2 特定事業所加算(Ⅱ)を算定する場合には、[体制要件][人材要件①又は②]を記載すること。
- 3 特定事業所加算(Ⅲ)を算定する場合には、[体制要件][重度要介護者等対応要件]を記載すること。
- 4 特定事業所加算(Ⅳ)を算定する場合には、[体制要件][人材要件②][重度要介護者等対応要件]を記載すること。
- 5 特定事業所加算(Ⅴ)を算定する場合には、[体制要件][人材要件①]を記載すること。

[体制要件]

① 研修の実施状況

※ 当該年度分(加算算定に係る年度分)の研修計画書(期間、時期、目標、内容を盛り込んだもの)を添付すること。

注1) それぞれの研修において対象者名を明記すること。

注2) 全ての訪問介護員(登録も含む。)について記載すること。

注3) 特定事業所加算(Ⅳ)を算定する場合には、全てのサービス提供責任者について記載すること。

※ 留意事項通知…「訪問介護員等ごとに研修計画の作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

② 会議の開催状況

開催頻度	一月当たり 2 回開催	
直近2回の状況	2月20日	グループ別 全体
	3月5日	グループ別 全体

内容

下記留意事項に基づき、会議の内容を具体的に記載してください。

※ グループ別実施か全体実施か、該当するものを○で囲むこと。

※ 留意事項通知…「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主幹し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。

③ サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制の概要

下記留意事項に基づき、概要を記載してください。

※ サービス提供責任者から訪問介護員等への伝達については、担当訪問介護員が初めて当該利用者にサービス提供する場合と二回目以降の場合とに分け伝達の手段について具体的に記載するとともに、伝達のための文書について様式を定めている場合は、これを添付すること。

※ 留意事項通知…「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。①利用者のADLや意欲②利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望③家族を含む環境④前回のサービス提供時の状況⑤その他サービス提供に当たって必要な事項

なお、「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるものとし、一日のうち、同一の訪問介護員が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。

また、サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、訪問介護員間での引き継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。

「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。

また、訪問介護員等から適宜受けるサービス提供後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。

④ 訪問介護員等に対する健康診断実施体制

実施頻度	①年1回 (2)その他(実施(予定)日	令和○年△月×日
------	--------------	---------	----------

※ 今年度実施済みである場合には、訪問介護員等(登録ヘルパーも含む。)全員分についての氏名・健康診断受診日、受診医療機関を記載した書面を作成し添付すること。

※ 留意事項通知…「健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて、少なくとも一年ごとに一回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも一年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

⑤ 緊急時における対応方法の明示

明示の内容がわかるもの(重要事項説明書等(関係するページのみで可))を添付すること。

※ 留意事項通知…「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

記入例

(別紙19-1-1)

サービス提供体制強化加算

に関する確認書

特定事業所加算(訪問介護事業所)

(居宅サービス、介護予防サービス((介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護を除く))

前年度実績が6月以上ある事業所

事業所名	ヘルパーステーション山口
------	--------------

1 加算の要件となる職種に従事するすべての職員(※1)の勤務延時間数、常勤換算数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	常勤換算数の平均①
暦月の勤務延時間数	630	620	638	640	632	645	630	650	645	640	615	/
常勤職員が暦月に勤務すべき時間数 ※2	176	168	176	176	176	176	168	176	176	168	152	
常勤換算数	3.5	3.6	3.6	3.6	3.5	3.6	3.7	3.6	3.6	3.8	4	

※1 訪問介護事業所にあつては、訪問介護員等について記入してください。

(介護予防)訪問入浴介護・通所介護・(介護予防)通所リハビリテーション事業所にあつては、介護職員について記入してください

※2 常勤職員が暦月に勤務すべき時間数は、次の例を参考に記入してください。

(例1)変形労働時間制の変形期間における法定労働時間の総枠の例

$$40時間 \times 日数(30) \div 7日 = 171時間$$

(例2)週40時間(土日休み)勤務としている事業所の例

$$40時間 \times 4週 + 40時間 \div 5日 \times 2日(端数が生じる週の勤務日数) = 176時間$$

特定事業所加算に係る届出書(訪問介護事業所)の人材要件(1)①に転記してください。

2 1に掲げる職員(※1)のうち加算の要件を満たす有資格者(※3)の氏名、勤務時間数、常勤換算数等

氏名	資格の種類 ※3	4月(時間)	5月(時間)	6月(時間)	7月(時間)	8月(時間)	9月(時間)	10月(時間)	11月(時間)	12月(時間)	1月(時間)	2月(時間)	備考 ※4
〇〇 〇〇	介護福祉士	176	168	176	176	176	176	168	176	176	168	152	
〇〇 〇〇	介護福祉士	176	168	176	176	176	176	168	176	176	168	152	
〇〇 〇〇	介護福祉士	30	40	45	35	30	30						通所介護介護職員業務
〇〇 〇〇	介護職員基礎研修課程修了							50	55	60	55	50	通所介護介護職員業務
計		382	376	397	387	382	382	386	407	412	391	354	常勤換算数の平均
常勤職員が暦月に勤務すべき時間数 ※2		176	168	176	176	176	176	168	176	176	168	152	
常勤換算数		2.1	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.2	2.3	2.3	2.3	2.3	

※3 ・訪問介護介護事業所にあつては、1のうち「介護福祉士」又は「介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者」について、氏名、資格及び勤務時間数を記入してください。

・(介護予防)訪問入浴介護事業所にあつては、1のうち「介護福祉士」又は「介護福祉士及び介護職員基礎研修課程修了者」の氏名、資格及び勤務時間数を記入してください。

・通所介護事業所、(介護予防)通所リハビリテーション事業所にあつては、1のうち介護福祉士及び介護職員基礎研修課程修了者の勤務時間数を記入してください。

特定事業所加算に係る届出書(訪問介護事業所)の人材要件(1)②か③の該当する箇所に転記してください。

※4 備考欄には兼務がある場合の職種、兼務先等を記入してください。

※5 職員1人の暦月の勤務時間数は、「常勤職員が暦月に勤務すべき時間数 ※2」を超えないでください。

※6 常勤専従の職員の勤務時間数については、休暇等の期間が暦月で1月を超えるものでない限り、※2の勤務時間数により算定してください。

※7 他事業所の職種との兼務や事業所の他の職種との兼務がある場合、当該兼務に係る勤務時間数は除いてください。

※8 非常勤職員については、暦月に(※1)の職員として勤務した時間数により算定してください。

※9 加算の要件となる資格者証の写しを添付してください。

注1 青色のセルは計算式が入力されているため、入力しないで下さい。